

ごみゼロ社会実現プラン推進委員会について

住民、事業者、市町等の多様な主体の参画のもと、ごみゼロ社会の実現に向け一体となって取り組み、各主体を構成員とする「ごみゼロプラン推進委員会」により、ごみゼロプラン推進の取組を点検・評価、公表しています。

平成 24 年度 ごみゼロプラン推進委員会委員 ◎:委員長 ○:副委員長

	氏名	所属団体・役職等
県民	○高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長
	亀井 静子	NPO法人生ゴミリサイクル亀さんの家
事業者	西村 統武	マックスバリュ中部株式会社 執行役員総務部長
	堀川 勉良	井村屋株式会社 技術・設備環境部長
	片野あかね	有限会社三功 取締役常務
NPO・広域団体	市川千賀子	三重県食生活改善推進連絡協議会会長
	出口 省吾	いなべ市立員弁中学校教諭
学識者	◎岩崎 恒典	四日市大学総合政策学部教授
	金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授
市町	川崎 力弥	三重県清掃協議会(いなべ市市民部生活環境課長)
	名和 健治	三重県清掃協議会(名張市生活環境部環境対策室室長)

※平成 25 年度は第 5 期ごみゼロプラン推進委員の選任時期となっています。

<平成 24 年度ごみゼロプラン推進委員会の開催状況>

平成 24 年 7 月 9 日 第 25 回ごみゼロプラン推進委員会

平成 23 年度のごみ処理状況等について、平成 24 年度の取組方向について

平成 25 年 1 月 10 日 第 26 回ごみゼロプラン推進委員会

第 7 回点検・評価について、「もったいない」普及啓発について

生ごみの削減等について、ごみゼロプラン推進モデル事業について

ごみ処理カルテの活用について

平成 25 年 3 月 25 日 第 27 回ごみゼロプラン推進委員会

「もったいない」普及啓発について、地域ごみゼロネットワークについて

バイオマス系廃棄物の資源化検討事業について

ごみゼロ社会づくり

これまでの県の主な取組

モデル事業の実施

市町の先駆的なごみ減量化の取組に対する支援とその成果の普及

- (取組事例) ●レジ袋の削減(有料化の導入) ●家庭ごみの有料化の推進
●生ごみの再資源化(堆肥化)の推進など

効果的で効率的な市町のごみ処理システムの最適化

市町のごみ処理システムが社会経済的に効果的・効率的なものとなるよう技術的支援

- ・廃棄物会計の導入支援
- ・市町ごみ処理カルテの作成・改良及び普及

ごみゼロの普及啓発

ごみゼロキャラクター ゼロ吉



ごみゼロプラン推進モデル事業の取組概要

(単位:千円)

年度	市町名	事業名	補助金額
22	名張市	生ごみ等の回収及び資源化システムの実証実験事業	1,461
	伊勢市	事業系ごみの減量化等に関する検討事業	1,024
	大台町	地域密着型生ごみ等の回収・資源化システム構築検討事業	4,515
21	鳥羽市	島内における資源循環モデル検討事業	5,442
	名張市	福祉・地域づくりと一体となったごみ収集システム等検討事業	422
	四日市市	複合的なごみ減量・リサイクル施策検討事業	1,300
20	伊賀市・名張市	レジ袋有料化検討事業	727
	松阪市等(※)	レジ袋有料化検討事業 ※多気町・明和町・大台町・玉城町・大紀町	756
	鳥羽市	事業系食品廃棄物再資源化システム検討事業	2,016
19	伊勢市	レジ袋削減(有料化の導入)検討事業	479
		埋立ごみ(ガラス等)の分別収集システム検討事業	905
	津市	エコパートナー・ネットワーク推進事業	696
18	東員町	町民参画によるごみ処理基本計画づくり	840
	鳥羽市	リサイクルパーク整備・運営事業	10,956
		事業系ごみ減量化手法検討調査	2,147
17	桑名市	市民参画によるごみ処理基本計画づくり	2,457
	伊賀町	家庭ごみの有料化制度の導入検討	2,813
	紀宝町	生ごみ堆肥化システムの実証実験	3,685

平成25年度の主な取組



ゼロ吉ファミリー

モデル事業の成果等の普及

(市町)

- ・全市町との課題等の把握や情報共有をはかる場の設置
- ・ごみ減量化に効果的な取組として実施したモデル事業の成果等の普及

生ごみの減量化に向けた取組

(県民・NPO・地域団体・事業者・市町)

- ・バイオマス系廃棄物の資源化検討(事業系生ごみの減量)

(県民・NPO・地域団体・市町)

- ・「もったいない」の考え方を中心とした環境教育(出前授業)の実施
(家庭系生ごみ減量)

市町・NPO・地域団体等との連携・協働

◎行政連絡会議(市町)

- ・県と市町が具体的な施策の推進に関する連絡調整、協議などをを行う場として、隨時開催

◎地域ごみゼロネットワーク(県民・NPO・地域団体・市町)

- ・住民主体のごみ減量活動促進のための啓発、情報交流、事例研修

ごみゼロの普及啓発

(県民・NPO・地域団体・事業者・市町)

- ・ごみゼロキャラクターを活用した啓発
- ・パンフレットや子ども向けの文房具などによる普及啓発



ごみゼロ施策の点検・評価

プラン推進委員会との連携による、PDCAサイクルに基づくマネジメントの実施(委員:学識者、市町、NPO等 11人)

- ・モデル事業
- ・実態調査等の取組

実施

実績
成果

評価

効果
課題

フィードバック

プラン推進委員会



ごみゼロ!

1.4 R D F 焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 経緯

(1) R D F 事業の概要

R D F 事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町でR D F化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成 14 年 12 月から運転を開始しました。（資料 1）

一方、事業の構想初期段階では無償としていた処理費用については、その後の電力の自由化による売電単価の低下により負担を市町に求めざるを得なくなりました。

このため、平成 13 年 1 月に県と関係市町による三重県 R D F 運営協議会を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。

(2) 平成 23 年 4 月 5 日の R D F 運営協議会総会（資料 2）

平成 23 年 4 月 5 日の R D F 運営協議会総会において、次の事項が決定されました。

① 平成 28 年度までの事業継続

R D F 処理委託料については、過去 2 回の値上げを経て、3 年毎に実施している収支計画の見直しを 22 年度に行った結果、23 年度から毎年 923 円／t ずつ加算し、28 年度の収支均衡価格を 10,908 円／t とすることとなりました。

② 平成 29 年度以降のあり方

29 年度以降の事業計画の主な内容は、以下のとおりです。

- ・平成 29 年度以降の事業継続期間は、4 年間（平成 32 年度末）とする。
- ・平成 29 年度以降は、県内 5 製造団体（13 市町）での新たな枠組みにおいて、R D F 焼却・発電事業を継続する。
- ・平成 29 年度から平成 32 年度までの収支不足見込額（事業継続に伴う維持管理費の増分、事業継続に必要な施設改修費、改修期間中の外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。
- ・事業継続期間中の R D F 焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また事業終了後の撤去費用については、県が負担する。

(3) 固定価格買取制度

平成 24 年 7 月 1 日から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」が施行されたことから、企業庁は平成 24 年 11 月 1 日か

ら同法に基づく固定価格買取制度での売電を開始しました。

このことにより、これまでに比べて売電単価が4円／kWh程度（バイオマス比率により変動）上昇することになり、年間1億5千万円程度の增收を見込んでいます。

この結果、平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額は、現収支計画の約23億1千万円から約16億8千万円に減少し、約6億4千万円程度改善する見込みです。

（資料3）

（4）事故への対応

事業開始当初、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消防士2名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。

なお、本件爆発事故等にかかる損害の処理については、RDF貯蔵槽を設計・施工した業者（富士電機（株））と現在係争中です。

2 課題

（1）RDF焼却・発電事業の終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、市町のごみ処理体制が確実に構築される必要があります。

（2）平成23年4月5日開催のRDF運営協議会総会決議に沿って、平成32年度までの事業継続や固定価格買取制度の適用に伴うRDF処理委託料金改定等の課題について、RDF運営協議会（総務運営部会）で協議し進める必要があります。

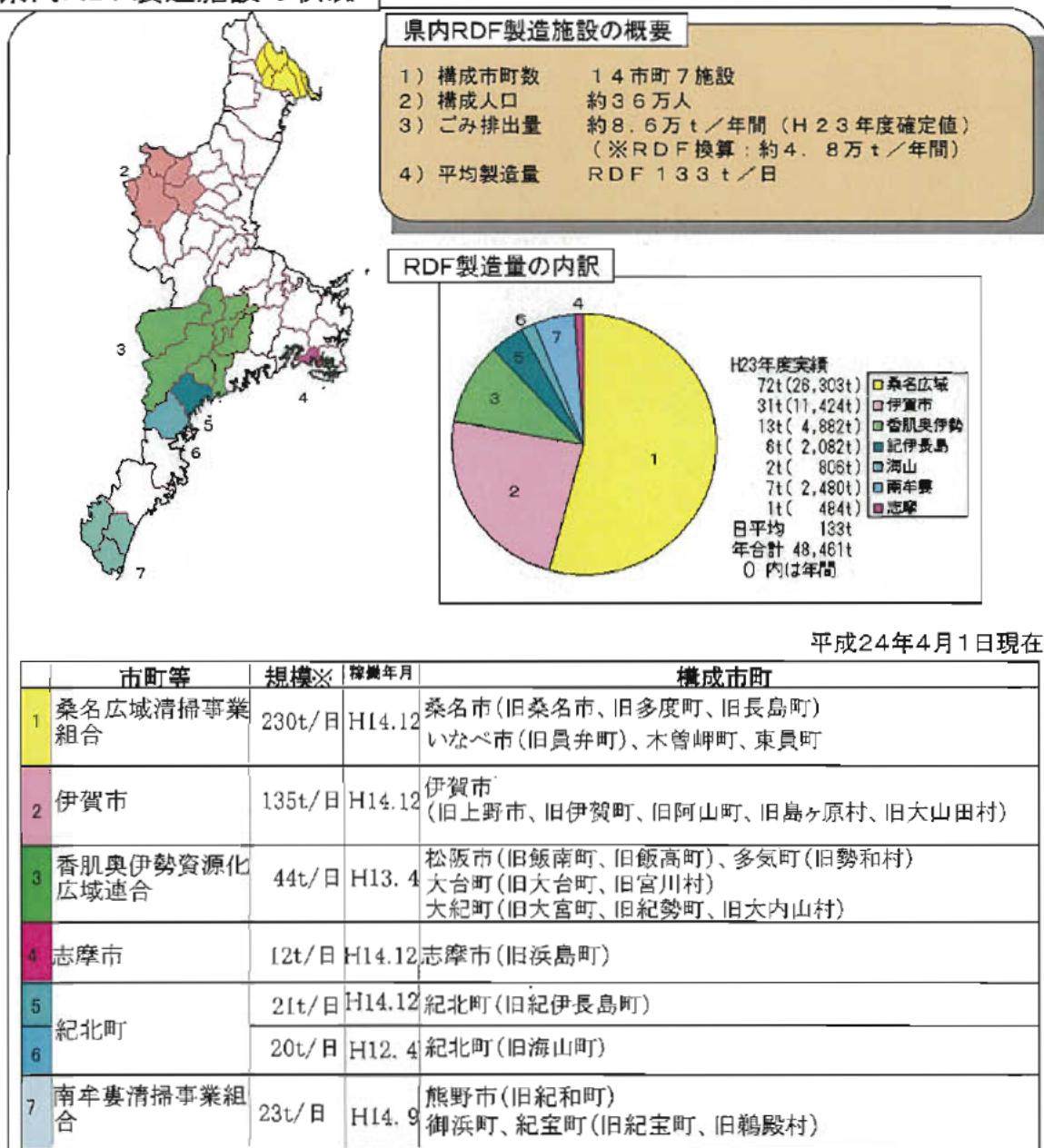
3 今後の対応

（1）RDF焼却・発電事業の終了後も市町のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町と一体となって、枠組みや処理方式等の検討を進めます。

（2）RDF事業継続のための課題については概ね合意していますが、RDF処理委託料金の改定や平成29年度以降の事業継続にかかる管理運営委託業者の確保等の残された課題については、引き続き、RDF運営協議会において市町と協議を進めます。

RDF焼却・発電事業の概要

1. 県内RDF製造施設の状況



2. RDF焼却・発電施設の規模など

施設名	設置場所	RDF処理能力	最大出力	年間発電電力量
三重ごみ固化燃料発電所	桑名市多度町力尾	(t/日) 240	(kW) 12,050	(kWh) 約6,500万

平成23年4月5日
RDF運営協議会総会決議（一部修正）

平成23年4月5日

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う（課題13項目）。

1 平成29年度以降の費用負担について

平成28年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

2 事業主体について

平成29年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

3 平成29年度以降の継続期間について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。

4 平成29年度以降の参画市町について（平成22年4月14日の理事会で確認済）

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

5 継続期間中の離脱ルールについて（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、RDF焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、RDF構成市町が平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

【負担費用算出の考え方】

RDF構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間におけるRDF処理委託量を乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

7 適切な経費チェック方策について

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

8 行政直営での事業運営について

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

9 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

10 RDF焼却・発電施設の経費節減について

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。

11 今後も引き続き検討が必要な項目について

引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

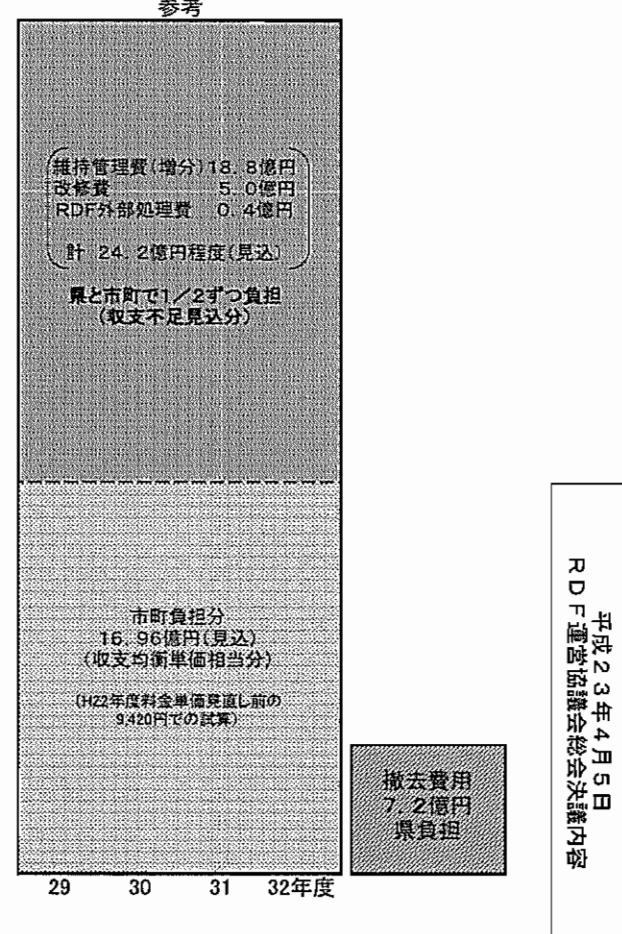
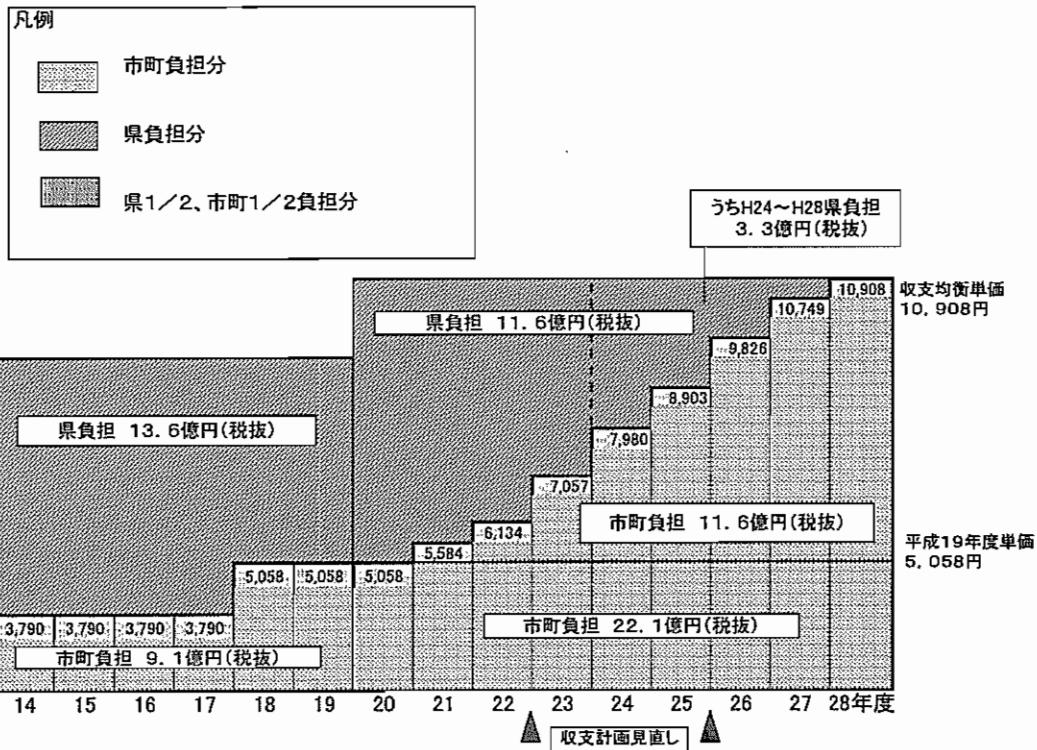
- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

12 今後のRDF運営協議会の運営について

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

RDF処理委託料の改定（平成23年度改定）

1. 新収支計画の収支不足見込額: 2,311,957千円【税抜】(20年度～28年度)
(現収支計画: 1,901,483千円【税抜】)
2. 20年度～28年度の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約11.6億円【税抜】を負担)
3. 収支計画については、3年ごとに見直す。(次回は25年)
4. 29年度～32年度については、維持管理委託料の増などによる見込額
5. 29年度以降のRDF処理委託料については、今後協議が必要。

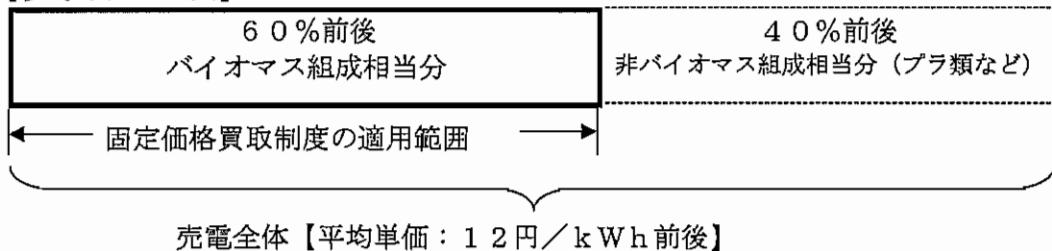


RDF事業の収支計画見直しについて

三重ごみ固体燃料発電所は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度について、平成24年10月26日付けで設備認定され11月1日から本制度に基づく電力供給に移行しました。

この認定により、バイオマス組成相当分に本制度に基づく調達価格16.07円／kWh（税抜き）が適用（調達期間125カ月）されています。

【参考イメージ図】



RDF運営協議会総務運営部会において、提示している収支計画（平成20年度～平成28年度）の見直し内容は下表のとおりです。

項目	見直し提示計画	現計画	差
収入額（千円）(a)	6,793,399	5,906,665	886,734
費用額（千円）(b)	8,469,169	8,218,622	250,547
収支不足額(千円)(b-a)	1,675,770	2,311,957	△636,187

(注)・上記額は税抜き額。

- ・見直し提示計画でのRDF搬入量は、各製造団体からの報告された合計値（420千トン）とし、現計画（415千トン）とほぼ同等値。
- ・収入額のうち、市町からの処理委託料収入については、平成20年度の処理委託料金単価4,817円（税抜き）で維持した場合の額としています。
- ・25年度以降の売電収入額の増収については、現時点において入札による変動を見込んでおりません。

【参考】再生エネ法による固定価格買取制度

再生可能エネルギー源（バイオマス、太陽光、中小水力等）で発電した電気について、国が定めた固定価格、期間で電気事業者が買い取る制度です。固体燃料燃焼（一般廃棄物）発電については、17円/kWh（税抜き）の調達価格が示されました（この単価は新規の施設に適用されるもので、既存施設については、残余期間、既に受け取った補助金等を考慮して価格が差し引かれる算定式となります）。

なお、この単価はバイオマス組成相当分の発電電力量に適用され、バイオマス組成以外相当分については、電気事業者との相対契約による単価が適用されます。

15 廃棄物処理センター事業について

廃棄物・リサイクル課

1 廃棄物処理センター

平成3年の廃棄物処理法改正により、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保を目的として設立された法人に対して、国が廃棄物処理センターとして指定する制度が創設されました。

廃棄物処理センター事業は、国又は地方公共団体が出資等する法人により産業廃棄物処理施設の整備促進をはかり、産業廃棄物や特別な管理を要する廃棄物の処理を行うものです。

本県では、平成11年11月に財団法人三重県環境保全事業団（以下、「事業団」という。）が溶融処理事業と最終処分場事業を行うこととして旧厚生大臣の指定を受けました。

2 取組状況

（1）新小山最終処分場事業

①事業団が実施主体となって、災害時の廃棄物の受入機能も持たせた産業廃棄物の管理型最終処分場を整備する事業であり、平成22年7月に現地着工され、平成24年12月に一部を供用開始し、平成25年度末の完成に向けて整備が進められています。

②用地費等も含めた初期投資額約106億円のうち施設整備費約68億円を予定しており、平成21年度から24年度末までに約54億円の施設整備が完了しています。本整備費用は、国庫補助金（産業廃棄物処理施設整備モデル的補助金）の対象となっており、その交付にあたっては県補助金の交付を前提としていることから、県補助金を交付しています。

③当初の埋立計画で想定していなかったフェロシルトについては、排出事業者が地元の要請に応えて四日市工場内から早期撤去するため、本最終処分場での処理に関する事業団から埋立計画の変更の申し出がありましたので、現在、国と協議を進めています。

（2）溶融処理事業

事業団が実施主体となって、市町の焼却残さ等を処理するために溶融処理施設を整備し、平成14年12月から開始した事業ですが、民間処理業者での施設整備が進んでいる状況や市町の費用抑制につながることを踏まえ、平成23年4月から民間処理に移行し、溶融処理施設は、平成23年8月に稼働を停止しました。

3 今後の取組

(1) 新小山最終処分場事業

①本最終処分場については、平成25年度末の工事完了に向けて、円滑に整備が進むよう国庫補助金の確保や県補助金による支援を行います。

②本最終処分場への産業廃棄物の埋立処分にあたっては、廃棄物処理法で定める基準及び国庫補助金の交付にあたっての条件（特定企業の埋立容量が全体埋立容量の1/2を超えないこと）が遵守されるよう事業団への指導を行っていきます。

(2) 溶融処理事業

溶融処理施設の稼働停止後、市町の焼却残さ等は民間業者によって安定的に処理されているところですが、今後、溶融処理事業の終了に伴い、市町の新たな財政負担が生じないよう、引き続き、国と協議を進めていきます。

(資料)

1 新小山最終処分場

(1) 新小山最終処分場の概要

所在地	四日市市小山町字西北野
埋立面積	10万m ³ (敷地面積は29万m ³)
埋立容量	165万m ³
廃棄物埋立量	132万m ³ (災害廃棄物を処理しない場合は、137万m ³)
計画埋立期間	15年間 (災害廃棄物を処理しない場合は、約22年間) 平成24年12月から第1工区供用開始
総事業費	10,576百万円 (うち施設整備費 6,794百万円)

(2) 新小山最終処分場の年度別事業費

(単位：百万円 消費税を除く)

	21-24年度	25年度	合計
施設整備費	5,463	1,331	6,794
国補助金	1,107	278	1,385
県補助金	1,107	278	1,385
補助対象施設整備率	79.9%	20.1%	100%

(注) 平成25年度暫定予算に係る国庫補助金内示額は83百万円。

2 溶融処理施設

(1) 溶融処理施設概要

所在地	四日市市小山町字西北野
処理能力	240t/日 (80t/日×3炉)
総事業費	12,650百万円 (国庫補助額: 3,335百万円)
計画処理量	68,953t/年 (市町: 51,344t/年、企業: 17,609t/t)
稼働年月	平成14年12月～平成23年8月

(2) 市町等の焼却残さ民間処理委託先

市町名	現在の民間処理委託先
四日市市	三池製錬㈱、宇部興産㈱
鈴鹿市	太平洋セメント㈱津久見工場、三池製錬㈱、三重中央開発㈱
津市	太平洋セメント㈱藤原工場、三重中央開発㈱、中部リサイクル㈱
伊勢広域環境組合	三重中央開発㈱、中部リサイクル㈱
いなべ市、尾鷲市、熊野市、菰野町、多気町、紀北町	三重中央開発㈱

(注1) 契約期間は、一部の市町(四日市市、菰野町は1年間)を除き、3年間となっている。

(注2) 民間委託先の所在は以下のとおり。

県内(三重中央開発(株)、太平洋セメント(株)藤原工場)、愛知県(中部リサイクル(株))、福岡県(三池製錬(株))、大分県(太平洋セメント(株)津久見工場)、山口県(宇部興産(株))



1 6 災害廃棄物処理計画の策定について

廃棄物・リサイクル課

1 経緯

(1) 大規模災害による災害廃棄物に係るこれまでの対応

① 環境省

大規模災害時の廃棄物処理については、環境省が、阪神・淡路大震災やその後の大規模水害などの経験を踏まえて「震災廃棄物対策指針（平成10年度）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年度）」を策定しました。

② 三重県

本県では、平成19年3月に「市町災害廃棄物処理計画策定指針」を策定して、県内市町が災害廃棄物処理計画の策定と必要な処理体制の整備を図れるよう研修会や個別協議を行いました。（現在21市町で計画が策定済）

また、平成22年3月には、県の行動マニュアルとして「三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書」を策定し、災害時には応援協定に基づき被災市町からの要請に対応することとしています。

(2) 東日本大震災後の対応

① 環境省等

東日本大震災では、膨大な量の災害廃棄物等（東北3県で2,590万トン（平成25年3月末現在推計））が発生し、復旧・復興に向け災害廃棄物等の処理が現在も続けられています。

環境省では、この経験と教訓を活かした「災害廃棄物対策指針」を平成25年度中に策定するよう進めており、広域的な災害にも対応できる「災害廃棄物処理計画」を市町村に加えて、新たに都道府県に対しても策定するよう求めています。（資料1）

② 三重県

本県では、平成24年度に災害廃棄物処理の適切な処理方策を検討するため、「東日本大震災における初期対応調査」を実施し、東日本大震災における発災時の初期対応について被災自治体の事例を調査し、その対応方策について課題整理を行いました。

その結果、発災直後の初動については、災害廃棄物処理計画を策定していた自治体の方がより迅速に対応されていたことなどが分かりました。（資料2）

2 課題

(1) 平成25年3月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」では、三重県において膨大な量（最大3,200万トン）の災害廃棄物等が発生するとされており、既存計画では対応が困難と考えられることから、新たに県と市町において東日本大震災の教訓を活かした「災害廃棄物処理計画」の策定を進め

る必要があります。

- (2) 南海トラフ地震等の広域的な大規模災害では、市町が被災し行政機能が損なわれる場合があり、計画策定にあたっては県が被災した市町に代わって災害廃棄物の処理を進めることを想定する必要があります。また、各市町の処理計画間の相互調整や広域的な相互協力体制の整備を進める必要があります。

3 今後の取組

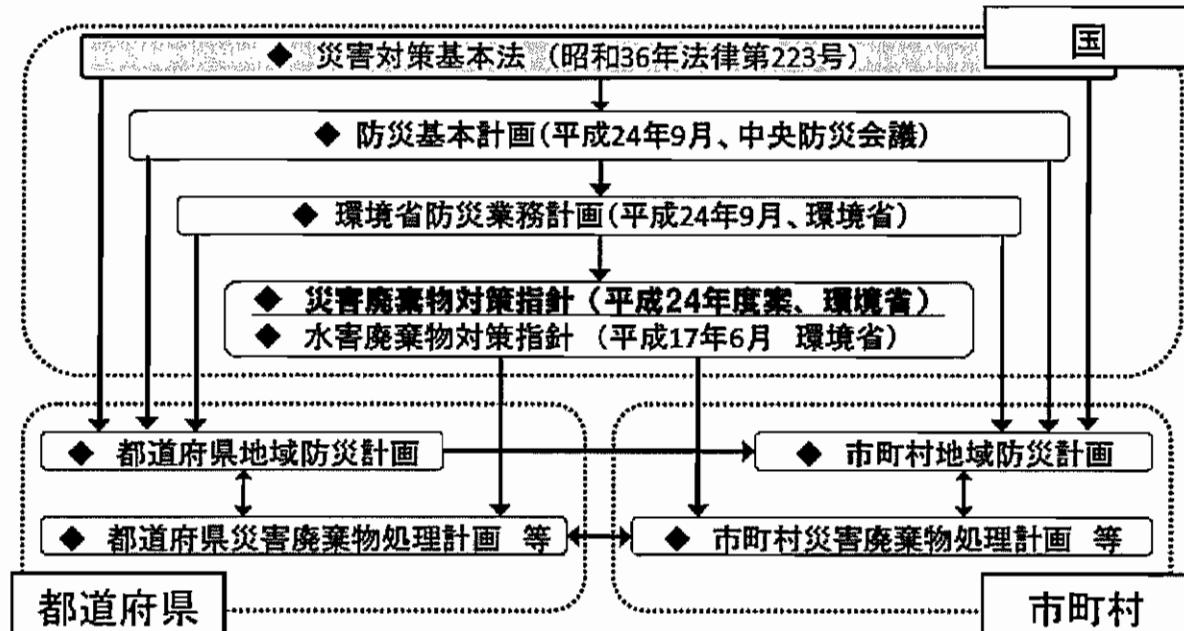
(1) 市町災害廃棄物処理計画策定指針（仮称）の策定

- ① 「東日本大震災における初期対応調査」の結果や国の「災害廃棄物対策指針」、今年度に県防災対策部が実施する「三重県地震被害想定調査」や県内市町における災害廃棄物量の推計等を踏まえて、各市町の計画策定のマニュアルとなる「市町災害廃棄物処理計画策定指針（仮称）」を策定していきます。
- ② 南海トラフ地震を想定した「市町災害廃棄物処理計画」について、全市町が実効性のある計画策定に取り組めるよう、市町研修会や個別協議を積極的に実施していきます。

(2) 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）の策定

市町の災害廃棄物処理計画策定にあわせて、「三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書」を見直し、広域的な大規模災害にも対応できるような「三重県災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定を進めます。

1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ



2 災害廃棄物対策指針について

○ 指針の名称



○ 災害廃棄物対策指針 策定の視点

- ・地方公共団体にとって使いやすい実用的なものとする。
- ・被災地方公共団体だけでなく、支援地方公共団体も対象とする。
- ・地震と津波による災害廃棄物処理対策を対象とする。
- ・市町村の範囲に留まる災害から、広域的な処理が必要な災害までを対象とする。
- ・災害予防（災害への備え）に力点を置いた構成とする。

○ 各章の主旨

第1章 災害予防（被害防止・被害軽減）

地方公共団体（都道府県・市町村）が災害廃棄物処理計画を策定するにあたっての検討事項を整理

第2章 災害応急対応

被災地方公共団体が緊急時において実施しなければならない事項を整理

第3章 灾害復旧・復興等

被災地方公共団体が復旧・復興段階において実施しなければならない事項を整理

「東日本大震災における初期対応調査」の概要

1 目的

県と市町が災害発生時における災害廃棄物の適切な処理方策を検討するため、東日本大震災における被災自治体の災害廃棄物処理の初期対応についての事例を調査し、課題整理を行った。

2 調査内容

- (1) 調査方法 ヒアリング調査（抽出調査）及び資料等文献調査
- (2) 調査対象 ①岩手県 釜石市、陸前高田市、大槌町
②宮城県 仙台市、多賀城市、南三陸町、石巻市
- (選定理由) 本県南部沿岸域の市町と地形（地理的条件）や人口規模の類似した6市町を選定。
東日本大震災において、大規模な被害を受けた1市（石巻市）を選定。
- (3) 調査項目 ①災害廃棄物処理計画の策定状況等
②仮置場（選定手法、搬入方法、管理運営方法等）
③各市町村内の人員配置、県と市町村の動き
等の東日本大震災における災害廃棄物処理の初期対応

3 調査結果の概要

- 災害廃棄物処理計画を策定していた自治体の方が、大災害の発災直後の初動が迅速に対応されていた。
- 災害廃棄物の処理に係る仮置き場について、事前に候補地を設定していた自治体では、比較的短期間に仮置き場が確保されていた。
- 必要とされる仮置き場の一部を私有地に設置しており、その確保には苦労していた。
- 小規模な自治体では、職員が被災し初動体制の整備（人員の確保）に苦労していた。
- 被災により行政機能が損なわれた自治体では、発災後の体制整備や県への支援要請に時間を要した。
- 県によるがれき処理のアドバイス、広域処理、人材派遣等の支援が、市町の災害廃棄物処理に貢献した。

17 産業廃棄物の不適正処理事案の対応について

廃棄物適正処理 P T
廃棄物監視・指導課

1 経緯

本県では、過去に産業廃棄物が不適正処理された 11 事案について、生活環境保全上の支障の有無等を把握するため、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間に安全性確認調査を実施しました。この調査において、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案については、原因者に措置命令を発出するとともに、原因者が措置を講じない場合には、行政代執行による措置を講じています。

また、安全性確認調査以前から行政代執行中の桑名市五反田事案、及び同調査以降に判明した桑名市源十郎新田事案等についても、併せてその是正に取り組んでいます。

2 産廃特措法に基づく実施計画の策定

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案にかかる行政代執行については、実施計画を策定して国の同意を得ることにより、産廃特措法に基づく財政的支援が得られます。

同法は平成 24 年度までの 10 年間の时限立法でしたが、「国の予算編成等に関する提言」などを通じて期限を延長するよう、関係自治体とともに要望を行ってきたところであり、平成 24 年 8 月には、平成 34 年度まで期限を延長する法改正がなされました。

本県では 4 事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）の実施計画を策定し、三重県環境審議会の審議を経て環境省との協議を行い、平成 25 年 4 月 9 日までに 4 事案全てについて、大臣同意が得られました。

3 今後の取組

（1）4 事案の恒久対策

4 事案とも平成 25 年度内に恒久対策に着手し、産廃特措法の期限である平成 34 年度までに完了することにより、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

工事の実施に当たっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や有害物質の検出結果のモニタリング結果等を適時、的確に情報共有します。

また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。

各事案の対策の概要は以下のとおりです。

- ① 四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施することとし、平成 25 年度は、処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置に着手します。
- ② 桑名市源十郎新田事案については、P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成 25 年度は、鋼矢板による囲い込み工に着手し、廃油の回収は引き続き実施します。

- ③ 桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、平成25年度は、掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの整備を実施します。
- ④ 四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成25年度は、硫化水素発生抑制対策の効果を確認しつつ、整形覆土工に着手します。

(2) 不適正処理の未然防止等について

平成24年度の不法投棄件数は7件（150トン：速報値）と、ここ数年減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況にあるため、今後も監視・指導体制を充実強化していきます。

これに加えて、市町、民間事業者、県内自主活動団体等との連携を強化し、民間パトロールの活用や監視カメラを増備する等により、不適正処理の未然防止や早期発見に取り組みます。

(参考) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法) の概要

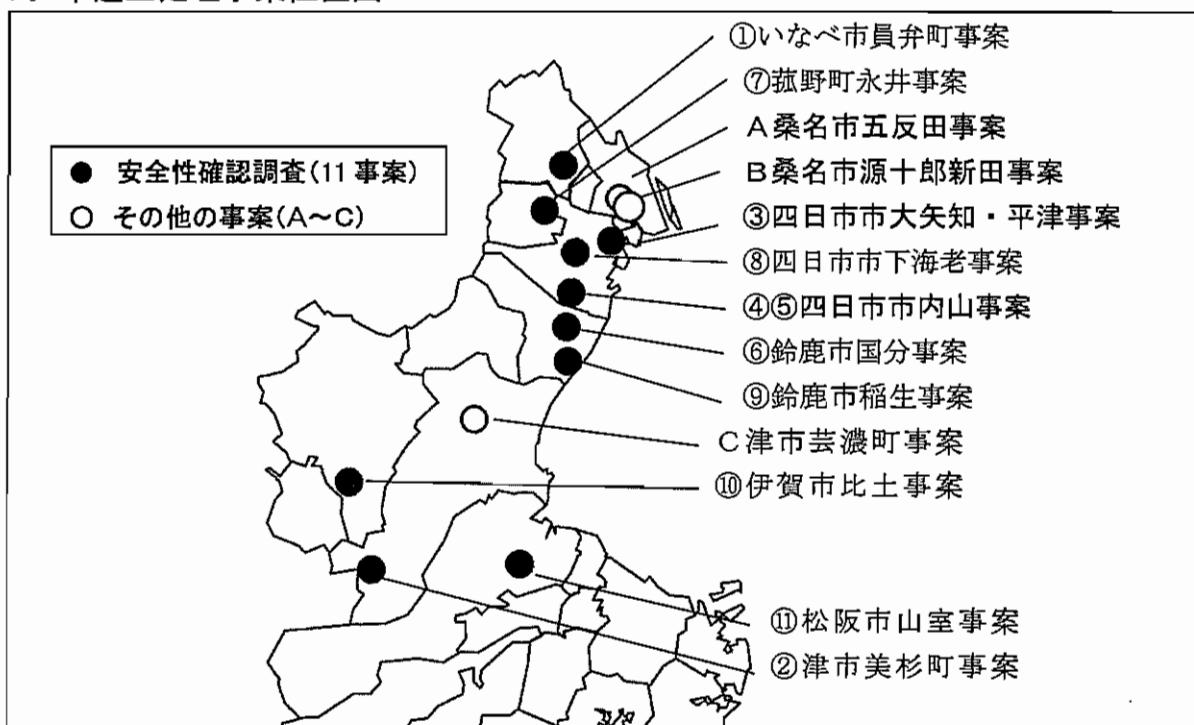
平成10年6月16日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う事業に対し、平成34年度末までの間、国が支援措置を講じます（事業費の9割を起債対象とし、うち5割を特別交付税措置）。

平成15年度に施行され、24年度までの期限立法でしたが、34年度まで延長されています。

事業費		
一般 財源 10%	起債充当額(90%)	
	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

資料

1. 不適正処理事案位置図



2. 不適正処理事案の状況

安全性確認調査の対象事案						
No.	事案名 (調査実施順)	措置 命令	行政 代執行	市町 補助	モニタリング	備 考
①	いなべ市員弁町				終了	
②	津市美杉町			実施済	終了	
③	四日市市大矢知・平津	発出	実施中(県単)		継続中	
④	四日市市内山	発出	実施中		継続中	
⑤						
⑥	鈴鹿市国分			実施済	一	環境基準に適合
⑦	菰野町永井				終了	
⑧	四日市市下海老				継続中	
⑨	鈴鹿市稻生	発出	実施中		継続中	
⑩	伊賀市比土				継続中	
⑪	松阪市山室				一	環境基準に適合

その他の事案

	事案名 (顕在化の順)	措置 命令	行政 代執行	市町 補助	モニタリング	備 考
A	桑名市五反田	発出	実施中		継続中	安全性確認調査以前の事案
B	桑名市源十郎新田	公告	実施中		継続中	安全性確認調査以降の事案
C	津市芸濃町	発出			継続中	安全性確認調査以降の事案

産廃特措法対象の4事案の概要

1 四日市市大矢知・平津事業

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあることが判明しました。

平成24年7月の四者協議（地元・学識経験者・市・県）において、具体的な対策工法に係る地元合意が得られ、同年9月から県単独の行政代執行として、地形測量、地質調査及び詳細設計を実施しています。

①原因者：（有）川越建材興業

（平成21年5月～清算法人に移行）

②時期：昭和56年3月から平成6年10月

③場所：四日市市大矢知町字大谷3074-1

ほか

④支障等：雨水浸透による有害物質の浸出や
の状況 廃棄物の飛散・流出等のおそれが
ある。



青：許可区域 赤：処分場関係区域
黄：隣接区域

2 桑名市源十郎新田事業

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所の地中から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明しました。

緊急対策として、鋼矢板の設置（河川隣接部分）や藤川の瀬替え工（流路の変更）等を平成24年4月までに実施し、河川への廃油の滲出は抑止されています。

平成25年4月26日には、特措法に基づく行政代執行に着手しました。

①原因者：不明（調査中）

②時期：昭和48年から昭和51年と推定
(PCB廃棄物)

③場所：桑名市大字五反田字源十郎新田
(河川区域内)

④支障等：VOC（揮発性有機化合物）やPCB
の状況 を含む廃油が地下水や員弁川に
流入した場合には、水道水源や
内水面漁業に支障を生じるおそれがある。



3 桑名市五反田事案

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に、周辺地下水等がVOCにより汚染されていることが判明しました。そのため、平成13年度に行政代執行に着手し、平成19年度までに汚染地下水の浄化等の目標を達成しました(平成17~19年度は産廃特措法に基づく事業として実施)。

しかし、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、平成23年度から促進酸化設備を整備し、地下水浄化による1,4-ジオキサンの汚染拡散防止措置を講じています。

- ①原因者：株式会社七和工業
- ②時期：平成7年4月から平成8年3月頃
- ③場所：桑名市大字五反田字多々星
1701番
- ④支障等：
①1,4-ジオキサンにより地下水が汚染され、拡散により嘉例川及び員弁川に流入した場合、水道水源や農業用水の利水、内水面漁業に支障を生じるおそれがある。



4 四日市市内山事案

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明しました。県は、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行（県単）に着手し、硫化水素ガス濃度は低下しています。

平成24年11月から特措法に基づく行政代執行として、霧状酸化剤注入による硫化水素発生抑制対策を実施しています。

- ①原因者：(株)シーマコーポレーション
(旧 成豊(株) 平成19年清算終了)
(有)功進 (平成15年清算終了)
- ②時期：平成元年3月から平成11年9月
- ③場所：四日市市内山町字高砂
- ④支障等：廃棄物内部に設置した井戸から硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、周辺へ悪臭の漏洩や火災の発生のおそれがある。



青：許可・届出区域 赤：廃棄物埋設区域
黄：中間処理場